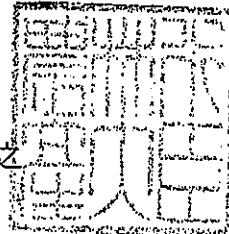


16 消安第2630号  
平成16年7月2日

厚生労働大臣 坂口 力 殿

農林水産大臣 龜井 善之



### 動物用医薬品の承認に係る意見について

薬事法（昭和35年法律第145号）第83条第2項の規定に基づき、下記の動物用医薬品の承認に関して、同法第83条第1項により読み替えて適用される同法第14条第2項第2号（残留性の程度に係る部分に限る。）に該当するかどうかについて意見を求める。

なお、本件については、平成16年7月2日付け16消安第2629号にて農林水産大臣から食品安全委員会委員長あて、食品健康影響評価について意見を求めたものであり、添付資料は同一のものです。

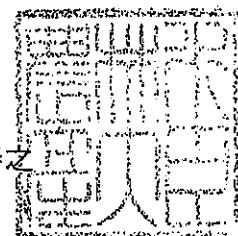
#### 記

- 1 牛伝染性鼻気管炎・牛ウイルス性下痢一粘膜病2価・牛パラインフルエンザ・牛RSウイルス感染症・牛アデノウイルス感染症混合ワクチン（“京都微研”キヤトルワイン-6）
- 2 鶏サルモネラ症（油性アジュバント加）不活化ワクチン（オイルバックスSE-T）

16消安第2631号  
平成16年7月2日

厚生労働大臣 坂口 力 殿

農林水産大臣 龜井 善之



### 動物用医薬品の使用基準の設定に係る意見について

薬事法（昭和35年法律第145号）第83条の4第3項の規定に基づき、下記の動物用医薬品についての同条第1項の使用者が遵守すべき基準を定めることについて意見を求める。

なお、下記の動物用医薬品の承認については、平成16年7月2日付け16消安第2630号にて意見を求めたものであり、添付資料は同一のものである。

#### 記

- 1 牛伝染性鼻気管炎・牛ウイルス性下痢－粘膜病2価・牛パラインフルエンザ・牛RSウイルス感染症・牛アデノウイルス感染症混合ワクチン（“京都微研”キヤトルワイン－6）
- 2 鶏サルモネラ症（油性アジュバント加）不活化ワクチン（オイルバックスSE T）